

令和6年第10回

農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- ・ 開催日 令和6年10月30日
- ・ 会 場 深谷市役所大会議室

深谷市農業委員会

深谷市農業委員会総会日程

令和6年10月30日(水)

午後2時

深谷市役所本庁舎3階 大会議室

1. 開 会

2. 議長選出

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- 1) 報告第 48 号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 2) 報告第 49 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出に対する専決処分について
- 3) 報告第 50 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分について
- 4) 報告第 51 号 農業用施設(2a未満)の届出に対する専決処分について
- 5) 報告第 52 号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 6) 報告第 53 号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 7) 議案第 55 号 農用地利用集積計画の決定について
- 8) 議案第 56 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 9) 議案第 57 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について
- 10) 議案第 58 号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について
- 11) 議案第 59 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
- 12) 議案第 60 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

5. 閉 会

深谷市農業委員会会議録

招集期日	令和6年10月30日		開会場所	深谷市役所大会議室	
開閉の日時	開 会	令和6年10月30日(水) 午後2時00分			
	閉 会	令和6年10月30日(水) 午後2時45分			
議長	会長 福島 明				
委 員 出 席 状 況					
議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
1	大澤 正	出	21	安藤 已喜夫	欠
2	荻野 信義	出	22	栗田 宣雄	出
3	矢神 勝彦	出	23	田村 恵司	出
4	小林 郁子	出	24	福島 明	出
5	木村 かつ江	出	1	小内 忠	出
6	柴崎 信幸	出	2	森田 亨	出
7	石川 野理子	出	3	堀口 廣	出
8	大須賀 節子	出	4	武井 清一郎	出
9	富田 千恵子	出	5	糸原 健治	出
10	須藤 浩一	出	6	橋本 繁穂	出
11	松嶋 多喜男	出	7	高野 政明	出
12	新井 美津子	出	8	澁澤 正明	出
13	高田 次郎	出	9	望月 勇	出
14	加藤 延宏	出	10	梁瀬 和彦	出
15	持田 一吉	出	11	久保 喜信	出
16	大澤 慶三	出	12	黒澤 清	出
17	馬場 實	出	13	吉田 裕治	出
18	須藤 一男	出	14	馬場 詔二	出
19	蛭川 一郎	出	15	吉野 勝男	出
20	福地 伸夫	出	16	笹井 孝	出
説 明 者	事務局長		中島 隆		
	事務局次長		龜山 光昌		
	局長補佐		笠原 正史		
	農地係長		関根 克己		
	主査		磯貝 益生		
	主査		関根 麗子		
	主任		田嶋 晃		
	主任		田沼 清良		
参 与	農業振興課 主査		福島 芳宏		

会 議 件 名		て ん 末	
会 議	開会	事務局長	それでは、令和6年第10回深谷市農業委員会総会を開会いたします。
	委員の出欠席報告	事務局長	はじめに、本日の委員の出欠状況の報告をいたします。 委員24名中23名の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しておりますことをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は、16名全員の出席となっておりますことを合わせてご報告いたします。
	議長の選出	事務局長	次に議長の選出を行います。 深谷市農業委員会総会会議規則第3条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、ここからは福島会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。
進 行	議事録署名人の指名	議 長	本日は、お忙しいなかご出席いただきありがとうございます。 今日は色々とスケジュールがありますのでみなさんのご協力をいただきましてスムーズなうちに議事が進行できますようお願い申し上げます。それでは、議長を務めさせていただきます。着座にて進めてまいります。まず最初に、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号9番 富田千恵子委員、議席番号10番 須藤浩一 委員以上、2名を指名いたします。よろしくお願ひ申し上げます。
	報告事項について	議 長	それでは総会日程にしたがいまして、順次進めさせていただきます。 最初に、報告第48号から第53号でございますが、深谷市農業委員会事務専決規程により、専決処分を行っていることから、事務局からの説明については省略させていただきます。なお、報告第50号の「農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する専決処分」については、一部あっせん希望があるため、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、お借りしていただける方をご存じでしたら、事務局までお知らせ願ひします。
	議案第55号 「農用地利用集積計画の決定について」	議 長 事務局 事務局 議 長	次に、議案書の23ページ、議案第55号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より説明を求めます。 はい。それでは、議案書23ページ、議案第55号「農用地利用集積計画の決定について」、事務局より説明いたします。 【議案55号について概要を説明】 「農用地利用集積計画の決定について」の説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。 それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
況			

会 議 件 名		て ん 末	
会 議		議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
		議 長	<p>挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。</p>
進 行	議案第56号 「農地法第3条の規定による許可申請について」	議 長	<p>次に、議案書の35ページ、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。それでは議案書35ページ、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明いたします。別添の議案資料の3ページの資料2も関連するものとなっておりますので、併せてご参照ください。</p> <p>【議案第56号について概要を説明】</p>
		事務局	<p>「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明については以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
		議 長	<p>それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
		議 長	<p>挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。</p>
状 況	議案第57号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」	議 長	<p>次に、議案書の39ページ、議案第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。事務局より説明させていただきます。議案書39ページ及び別添の総会議案資料の5ページを併せてご確認ください。</p> <p>【議案第57号について概要を説明】</p>
		事務局	<p>「農地法第4条の許可申請承認について」は、以上5件です。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
		議 長	<p>はい。それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。</p>
		須藤委員	<p>はい。</p>

会議件名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		議 長	はい、須藤委員。
		須藤委員	特に異議があるわけではないのですが、41ページの図面で、1, 350㎡のうち0. 41㎡ということは、例えば「電柱くらい小さな面積が農地にあるのかな」と推測されるのですが、他も同様かとは思いますが、広い敷地の中のどこなのかがわかりにくいので、表示の工夫ができるかを伺いたのですが。
		議 長	はい、事務局説明をお願いします。
		事務局	はい、40ページの地図ですが、こちら913番2の一部ということで、こちらは営農型太陽光施設になっておりまして、0. 41㎡とは、それぞれの支柱の根元の面積(合計)になってます。ですので、それらを表すと点に、点でも消えてしまうくらいになってしまいますので、ここでは全体を表記しております。38ページの整理番号1番や3番のように「一部」として表記しているものは、筆から対象地の形を切り取って表しておりまして、少し小さいですけど網掛けで表記されているのが転用申請地となっております。
		議 長	はい、須藤委員。
		須藤委員	ありがとうございました。ということは、点がいくつあるかわからないが10個あれば0. 41×10で4. 1㎡とかになるのですか。
		事務局	1本だけではなくて全体で0. 41㎡。1つでいうと0. 0なん㎡の支柱の面積になっております。
		議 長	須藤委員、よろしいでしょうか。
		須藤委員	はい、理解しました。
		議 長	他にございますか。 (委員より「質疑なし」との声)
議 長	はい、他に質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。 (挙手全員)		
議 長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。		
議案第58号 「農地法第5条第1項の 規定による許可後の計画 変更申請承認について」	議 長	次に、議案書の43ページ、議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。	
	事務局	事務局よりご説明いたします。議案書43ページをご覧ください。議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」であります。	

会 議 件 名		て ん 末	
会 議 進 行 状 況		事務局	<p>【議案第58号について概要を説明】</p> <p>「農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請承認について」は以上です。ご審議のほど、お願い申し上げます。</p>
		議長	<p>それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
		議長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
		議長	<p>挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。</p>
	議案第59号 「農地法第5条第1項の 規定による許可申請承認 について」	議長	<p>次に、議案書の45ページ、議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
		事務局	<p>はい。事務局より説明させていただきます。議案書45ページ及び別添の総会議案資料の7ページを併せてご確認ください。議案第59号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」であります。</p>
		事務局	<p>【議案第59号について概要を説明】</p> <p>農地法5条の許可申請につきましては以上20件です。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
		議長	<p>それでは、本議案に対する審議に移りますが、整理番号20番につきましては、〇〇委員に関する案件となりますので、 〇〇委員には一時退出を求めます。</p> <p>(〇〇委員退出)</p>
		議長	<p>それでは、最初に整理番号20番について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。</p> <p>(委員より「質疑なし」との声)</p>
			<p>質疑がないようですのでこれにて質疑を終結し採決いたします。本件について原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
		議長	<p>挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。</p>
		議長	<p>〇〇委員、入室してください。</p>

	会 議 件 名	て ん 末	
会 議		議長	(〇〇委員入室) それでは、それ以外の案件について審議いたします。 質疑はございますか。
		議長	(委員より「質疑なし」との声) 質疑がないようですのでこれにて質疑を終結し採決いたします。 本件について原案のとおり決することに異議のない方の挙手を求めます。
		議長	(挙手全員) 挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
		議長	挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといたします。
進 行 状	議案第60号 「農用地利用集積等促進 計画(案)に対する意見に ついて」	議長	次に、議案書の55ページ、議案第60号「農用地利用集積等促進 計画(案)に対する意見について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。
		農業振興課	はい。農業振興課より説明させていただきます。議案書55ページ、 議案第60号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見に ついて」説明させていただきます。
		農業振興課	【議案第60号について概要を説明】 以上説明とさせていただきます。 ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
		議長	それでは、本議案について審議いたします。 この件に関し質疑はございますか。
		議長	(委員より「質疑なし」との声) 質疑がないようですので、これにて質疑を終結し、採決いたします。 本件について、原案のとおり決することに異議のない方の挙手を 求めます。
		議長	(挙手全員) 挙手全員と認め、本件については、原案のとおり決することといた します。
況		議 長	以上をもちまして、本委員会に上程されました議案に関する審議 は全て終了いたしました。 これにて、議長の職を解かせていただきます。 ご協力ありがとうございました。
	閉会	事務局長	福島会長ありがとうございました。 以上をもちまして、令和6年第10回深谷市農業委員会総会を閉会 いたします。

上記、会議のてん末を記載し、相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年10月30日

議 長 福島 明

署名委員 富田 千恵子

署名委員 須藤 浩一